



福島原子力事故関連情報アーカイブ

Fukushima Nuclear Accident Archive

Title	環境省の取組状況および今後の課題
Alternative_Title	Efforts and future tasks of the environment ministry
Author(s)	山田 浩司(環境省) Yamada, Koji(Ministry of the Environment)
Citation	第7回環境放射能除染研究発表会要旨集, p.91 The 7th Workshop of Remediation of Radioactive Contamination in Environment
Subject	企画セッション：除染学会－JESCO ジョイントセッション「減容化・中間貯蔵・県外最終処分に向けた技術戦略」
Text Version	Publisher
URL	https://f-archive.jaea.go.jp/dspace/handle/faa/157524
Right	© 2018 Author
Notes	禁無断転載 All rights reserved. 「第7回環境放射能除染研究発表会要旨集」のデータであり、発表内容に変更がある場合があります。 学会は発表の機会を提供しているもので、内容に含まれる技術や研究の成果について保証しているものではないことをお断りいたします。



環境省の取組状況および今後の課題

山田浩司、環境省環境再生・資源循環局

環境省では、福島県内の除去土壌等を最終処分までの間、安全に集中的に貯蔵する中間貯蔵施設を整備している。これらの除去土壌等については、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外での最終処分を完了するための必要な措置を講じることとなっており、環境省では、有識者による検討を踏まえ、平成 28 年 4 月、中間貯蔵開始後 30 年以内の福島県外での最終処分の完了に向け、技術開発等の取組に係る中長期的な方針として、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」（以下、「戦略」という。）及び工程表を策定した。この戦略及び工程表に沿って、最終処分が必要な土壌等の放射能濃度や量を絞り込むため、減容技術の開発、全国的な理解を得つつ再生利用を推進すること等の取組を着実に進めていくこととした。

また、平成 28 年 6 月に取りまとめた「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）を指針として、放射線に関する安全性の確認や具体的な管理の方法の検討・検証を行うため、平成 28 年 12 月に福島県南相馬市において除去土壌の再生利用実証事業に着手した。平成 29 年 8 月末に再生資材化した除去土壌を用いた試験盛土が完成したが、周辺の空間線量率等は除去土壌の搬入の前後で大きく変化せず、この手法において安全性を確認した。現在も試験盛土のモニタリングを継続し、データを蓄積している。

これに加え、平成 29 年 11 月の飯舘村からの要望を受け、飯舘村長泥行政区において、再生資材化した除去土壌を用いて、園芸作物・資源作物を試験栽培するための農地造成の実証事業を行うことを飯舘村、同村長泥行政区、環境省で確認した。今後、同村と具体的内容を相談しながら実証事業に取り組んでいく予定である。

さらには、中間貯蔵施設内の大熊町内において、分級処理の各工程において安全性を確保しつつ、大量の除去土壌の減容処理を行うことができる分級処理システム技術を確認する実証事業に着手した。

平成 30 年 3 月 29 日に実施した中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会（第 8 回）において、再生資材を用いた工事の一連の工程における留意点を整理した「再生利用の手引き（案）」の骨子（案）を示した。今後、各実証事業で得られた知見等を踏まえ、平成 30 年度内に「再生利用の手引き（案）」を策定する予定としている。

